

1 大規模改修工事を「新築、増築又は改築工事」に該当するものとして申請した  
→ ×

【解説】

下記公告例の「2 入札に参加することができる者の資格」の「7 施工実績に関する条件」の「新築、増築又は改築工事」には大規模改修工事は該当しません。

なお改築工事とは、建築物の全部若しくは一部を除却し又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事であり、改修工事ではありません。

2 入札に参加することができる者の資格

入札公告日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

1 入札参加資格共通事項	「一般競争入札(条件付)公告共通事項」1のとおり
2 当該入札参加資格業種	建築一式工事
3 業者格付	○
4 経営事項審査評定値	——
5 営業所の所在地に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所を次の場所に有していること（「主たる営業所」とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう）。 ・○○市、△△町又は□□村内
6 特定建設業許可に関する条件	——
7 施工実績に関する条件	1) 平成11年度以降に元請負人として、日本国内において、次のいずれかの建築工事（平成11年度以降に受注したものに限る。）を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。 ア 建築物で、1棟（廊下（開放廊下を除く。）でつながっているものは1棟とみなす。）の延べ面積（増築又は改築工事にあつては、当該部分の面積）が○○㎡以上の <b>新築、増築又は改築工事</b> イ 建築物で、1棟の延べ面積が○○㎡以上の耐震補強工事（スリット施工のみの耐震補強工事を除く。） 2) 岡山県が発注した建築一式工事のうち、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に完成させた工事がある場合、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が60点以下でないこと。なお、岡山県企業局工事成績評定及び通知要領による評定点については、平成24年4月1日以降に発注した工事に係るものに限る。
8 配置技術者に関する条件	次の条件を満たす建設業法第26条に規定する主任技術者を当該工事に配置することができること。 ・当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用関係があること。
9 その他	——